

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。

令和7年2月3日

支出負担行為担当官

旭川開発建設部長 岩下 幸司

1 業務概要

(1) 業務名及び業務概要

石狩川水系忠別川総合水防演習 運営補助

- | | | |
|----------|-----------------|----|
| (2) 業務内容 | 1) 計画準備 | 一式 |
| | 2) 水防本部連絡会議運営補助 | 一式 |
| | 3) 水防工法事前実技指導 | 一式 |
| | 4) 演習進行補助 | 一式 |
| | 5) 演習説明用映像作成 | 一式 |
| | 6) 演習説明資料作成 | 一式 |
| | 7) 報告書作成 | 一式 |

- (3) 履行期限 令和7年4月2日から令和7年7月31日

2 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」で北海道地域の競争参加資格を有する者であること、または、令和07・08・09年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一）の申請を令和7年1月31日までにを行い受理（定期受付）されている者であること。
- なお、競争参加資格のない者は、企画提案書提出時までに競争参加資格の決定を受けていること、または、令和07・08・09年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一）の申請を令和7年1月31日までにを行い受理（定期受付）されている者であること。
- (3) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 業務実績に関する要件

企画提案書を提出する者に対する業務実績に関する要件は、次のとおりとする。
平成26年度以降に完了した業務において、下記〔1〕〔2〕の実績を有すること。

なお、受注実績回数は問わない。

〔1〕同種業務：一級河川（直轄区間）における水防演習の運営又は検討に関する業務

〔2〕類似業務：一級河川（直轄区間）における防災訓練の運営又は検討に関する業務

※水防演習及び防災訓練とは、防災関係機関や住民を対象として技術力向上を目的として開催されるものをいう。（自社社員のみを対象としたものは該当しない。）

(6) 配置予定管理技術者に関する要件

ア 配置予定管理技術者については、企画提案する企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお「恒常的な雇用関係」とは、企画提案書の提出日において3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

イ 配置予定管理技術者が次の資格及び業務実績を有する者とする。

■資格（以下のいずれかを有する者）

a) 技術士（総合技術監理部門）

b) 技術士（建設部門）

c) 土木学会認定土木技術者資格制度における特別上級土木技術者、上級土木技術者（「河川・流域」又は「防災」）、1級土木技術者（「河川・流域」又は「防災」）

d) R C C M「河川、砂防及び海岸・海洋部門」

e) 1級土木施工管理技士

■業務実績

過去10年間に於いて、同種業務等の経験を有する者（平成26年度以降、令和6年度完了予定の業務も対象とし1件以上の実績を有さなければならない。）

※同種業務：一級河川（直轄区間）における水防演習の運営又は検討に関する業務

※類似業務：一級河川（直轄区間）における防災訓練の運営又は検討に関する業務

※水防演習及び防災訓練とは、防災関係機関や住民を対象として技術力向上を目的として開催されるものをいう。（自社社員のみを対象としたものは該当しない。）

3 手続等

(1) 担当部局

〒 078-8513 北海道旭川市宮前 1 条 3 丁目 3 番 1 5 号

北海道開発局 旭川開発建設部 契約課長補佐

電話 0166-32-2379 (ダイヤルイン)

電子メール : hkd-as-juhin@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和 7 年 2 月 3 日から令和 7 年 4 月 1 日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く
毎日、9 時から 16 時まで)

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和 7 年 2 月 25 日 12 時 00 分 上記(1)に同じ。 持参、郵送 (書留郵便に限る。)、
電子メール又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99
号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定
信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便 (信書便にあつては送達記録のあ
るものに限る。) によること。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出並びにヒアリングに要する費用は、提案者側の負担とす
る。

(4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で 2 次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、
記載を行った提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成
11 年法律第 42 号) に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定
している書類とする。

(7) 企画提案書を特定された提案者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定した
ものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるも
のではない。

(8) 本業務に係わる見積決定及び契約締結は、当該業務に係わる令和 7 年度予算が成立
し、予算示達がなされることを条件とする (本業務にかかる見積決定及び契約締結は
令和 7 年 4 月 1 日とするが、当該業務にかかる令和 7 年度予算成立が 4 月 2 日以降と
なった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合は、暫定予算の期間
分のみ契約とする)。

(9) その他の詳細は説明書による。